

添付資料-⑩ 費用負担

ア) 事業収入について

事業者は、以下に示す収入を自らの収入とできる。また、国体及び全国障害者スポーツ大会開催時の施設使用料については、運営収入として見込まない。なお、自主提案事業の料金設定については、事業者の提案に委ねることとするが、提案の際には、一般の民間スポーツ施設等類似施設と比較して著しく高額な料金とならないよう価格に配慮することとし、利用者間での公平性を保てるよう設定すること。

項目	収入内容	県収入	事業者収入
健康増進施設	施設利用料		○
競技施設	県・公共団体主催大会施設利用料		○
	国体・全国障害者スポーツ大会 施設利用料		—
	上記以外の大会 施設利用料		○
	一般利用 施設利用料		○
	事業者専用利用 施設利用料		○
	民間各種団体専用利用 施設利用料		○
管理等施設	売店収入		○
公園機能施設	施設利用料		○
自主提案事業	自主提案事業による収入		○

イ) 経費負担について

事業者は、以下に示す経費を、事業者負担とする。競技施設における誘致費用、パンフレット作成費。プログラム作成費等の大会開催費用に関しては、県負担とする。

項目	経費内容	県負担	事業者負担
健康増進施設	人件費、運営費、水道光熱費等		○
競技施設	人件費、運営費、水道光熱費等		○
	大会開催費用(誘致費用、パンフレット作成費、プログラム作成費等)	○	
管理等施設	運営費		○
公園機能施設	運営費		○
自主提案事業	運営費		○